

「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規程案」に関する
意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和3年6月28日から同年7月28日まで、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規程案」に関する意見の募集を行いましたところ、26件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します（取りまとめの都合上、頂いた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

なお、この意見募集に係る告示案は、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」（令和3年法務省告示第187号）として、令和3年9月17日（金）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

項番	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
第2条関係		
1	資本多数決法人である株式会社（特例有限会社を含む。）を対象とすること、及び実質的支配者の類型として、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号の類型に限定することにつき賛成する。	賛成意見として承ります。
2	本制度は株式会社のみを対象としているが、会社法上の合同会社等の持分会社においても本制度の利用ができるようにするべきである。	今後の参考とさせていただきます。
3	本制度の対象となる実質的支配者の類型を拡大いただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
4	第2条第2号に規定されている「過去の一定の時点（本条の申出をする日前1月以内の日に限る。）における申出会社の実質的支配者」のうち、「過去の一定の時点」は「過去の一定の日」とすべきである。	御意見のとおり修正いたします。
5	第2条第2号の過去の一定の時点は、申出前1か月以内に限定されているが、基準日時点での実質的支配者の申出につき、定時株主総会に係る変更登記と同時に申出をしやすいとするため、申出前4か月～6か月以内程度に伸ばしてほしい。	本制度は、登記の申請とは別のものであり、登記の申請と同時に申出がされることを想定していませんが、今後の参考とさせていただきます。
第4条関係		
6	実質的支配者の本人確認書面の	賛成意見として承ります。

	提出を任意としたこと及び実質的支配者情報一覧に実質的支配者の本人確認の書面の種類に関する事項を記載することにつき賛成する。	
第4条第1項関係		
7	申出会社が申出に際して添付しなければならない書面として、「申出をする日における株主名簿の写し」とあるが、申出をする日におけるものに限定する必要はない。	実質的支配者情報一覧の写しは、提出先の機関においても、最新のものの提出を求めるのが通常と思われること等を踏まえ、添付する株主名簿の写しについては、申出日におけるものとしています。
8	申出会社が申出に際して添付しなければならない書面として、イ～ハの3つが規定されているが、ニとして、その他の同様の情報が記載されている書面（あるいは情報）の添付を許容する規定を設けるべきである。	今後の参考とさせていただきます。
第4条第2項関係		
9	実質的支配者が上場企業等であることも想定されるが、その場合の添付書面も規定すべきである。	今後の参考とさせていただきます。
第5条関係		
10	本規程第3条の申出における代理人は、商業登記所への申請の代理を業とすることができる者に限るべきである。	今後の参考とさせていただきます。
その他		
11	本制度の手数料は、無料か。無料であるとすれば、その旨をアナウンスすると社会的に受け入れられや	実質的支配者情報一覧の写しの発行手数料は、無料です。 手数料が無料であることについて

	すいのではないか。	は、ホームページ等により周知いたします。
12	日本企業の海外取引を活発化させる意味でも、英文（あるいは和文併記）の形式による実質的支配者情報一覧の写しの発行も認めてはどうか。	今後の参考とさせていただきます。
13	<p>民間事業者が実質的支配者情報一覧を無条件で信用することで取引審査が脆弱とならないよう、制度説明の文書等で以下を注意喚起すべきである。</p> <p>(1) 本制度の実質的支配者は（字面に反し）議決権の保有割合という「形式基準」に基づくものであり、本当の意味での実質性は担保されていないこと。</p> <p>(2) 商業登記所は実質的な審査をしないこと。</p> <p>(3) あくまで申出会社の申告による情報であること。</p>	御指摘の内容を踏まえて、周知することとします。
14	株式を担保にした資金調達は、代表者が保有する株式を資金提供者に「質入れ」又は「譲渡担保」することで行われる。これらの担保提供行為が株式名簿に記載されている場合は、実質的支配者情報一覧においてもその事実を反映させるべきである。	今後の参考とさせていただきます。
15	制度の悪用防止のためには相応	本制度による固有の罰則は設けら

	の罰則が必要であるが、虚偽情報に基づく一覧の保管申出に対しては、公正証書原本不実記載罪（刑法 157 条 1 項）が適用されるという理解でよいのか。そうでない場合は、どのような罰則が適用されるのか。	れていません。個別の事案に応じて、既存法令の罰則規定が適用されることは有り得るものと考えられます。
16	本制度の義務化を検討いただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
17	本制度によって保管される実質的支配者情報へのアクセス権者の範囲を、関係当局、提出先の特定事業者を含めるなど、拡大することを検討いただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
18	本制度の手続のオンライン化を検討いただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
19	利用者への本制度の十分な周知広報を行っていただきたい。	本制度の十分な周知広報に努めてまいります。
20	本制度における実質的支配者情報一覧の申出時に、実質的支配者が暴力団員等に該当しない旨の申告を加えるべきであるとする。	今後の参考とさせていただきます。
21	実質的支配者とは別に、株主全員について情報一覧を作成することができる制度の構築を検討すべきである。	今後の参考とさせていただきます。
22	法人の申出によって実質的支配者情報を保管し、その写しを交付する制度の創設に賛成するが、法律によるべきである。	本制度の性質は、国民に対して何らかの義務を課し、又は権利を制限するものではなく、新たな行政サービスを提供するものであることから法令によることが必須ではなく、一方で、本制度を広く周知する必要があること

		から、周知のために用いられる形式である「告示」で定めることとしています。
23	実質的支配者の本人確認書類が要求されず、形式的な審査にとどまるということであれば、その実効性をどのように確保するのかという点が重要な課題となるものと思われるところ、この点、本制度が施行された一定期間経過後に、改めて見直しの機会が確保されるという理解でよいか。	本制度の運用開始後、随時、本制度の見直しの検討を行っていくものと考えております。
24	利便性を増すために、法人番号でも請求が行えるようにされたい。	今後の参考とさせていただきます。